

事務連絡

令和3年9月21日

石川県機械工業企業年金基金  
実施事業所事業主 各位

石川県機械工業企業年金基金

当基金にご提出いただく書類における押印の廃止について

当基金の事業運営につきましては、平素から格別のご支援とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、厚生労働省が所管する省令のうち、国民や事業者等に対して押印を求めている手続きについて、押印を不要とする趣旨で、令和2年12月25日付で、押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令が公布・施行され、この中で確定給付企業年金法施行規則及び確定拠出年金法施行規則等の改正が行われ、即日施行となり、また、同日付で厚生労働省年金局長通知及び企業年金・個人年金課長通知等が発出されました。

これらを踏まえ、当基金に受給権者様等の方からご提出いただく各種届出書及び、各実施事業所様からご提出いただく書類については、基本的に押印を廃止することといたしましたので、お知らせいたします（押印を必要とする特殊な書類については、該当する事業所様に個別にご案内します）。

なお、旧様式についても、従来通りご使用いただけます（押印がなくても受理いたします）。

また、国税通則法の改正に伴い、「退職所得の受給に関する申告書」につきましても押印が不要となりましたので、併せてご連絡いたします。

これらに伴い、ホームページに掲載しております各書類の様式については、順次更新してまいりますので、よろしく願います。

(お問合せ先)

石川県機械工業企業年金基金

石川県金沢市鞍月2-3

石川県鉄工会館3階

電話：076-268-5003

FAX：076-268-5019